

令和7年度関ヶ原町一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項及び関ヶ原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年関ヶ原町条例第14号。以下「条例」という。）第4条第3項の規定により、令和7年度の一般廃棄物処理計画を定め、下記のとおり告示する。

令和7年4月30日

関ヶ原町長 西脇康世

記

I 一般廃棄物処理の基本事項

1 処理の基本方針

- (1) 生活系一般廃棄物は、排出者自ら処分できるもののほかは、法及び条例の定めるところにより、関ヶ原町が処理する。
- (2) ごみは、可燃物と不燃物とに分け、資源として再生利用できるものは分別回収すること。また、住民の自主的な排出抑制等を促進しごみの減量化に努めるものとする。
- (3) 生活系一般廃棄物のうち、家屋の修繕等に係るがれきは、排出者が自らの責任において、関ヶ原町の施設を利用して処分するものとする。
- (4) 事業系一般廃棄物は、事業者自らが処分することを原則とするが、これによりがたいときは、法及び条例の定めるところにより、関ヶ原町の施設を利用して処分するものとする。

2 処理区域

関ヶ原町全域

3 計画期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

4 処理計画量

## (1) ごみ発生量

単位：t/年

種 類	発 生 量				昨年度実績			
	生活系		事業系	計	生活系		事業系	計
	収集	拠点			収集	拠点		
可 燃 ご み	860		420	1280	847		402	1249
不 燃 ご み	60		40	100	59		35	94
粗 大 ご み	70			70	62			62
資 源 物	206	80		286	182	69		251
ビン類	40	1		41	39	1		40
缶 類	10	4		14	7	4		11
ペットボトル	12	5		17	11	5		16
発泡スチロール	1			1	1			1
新 聞	40	15		55	34	13		47
雑誌類	30	15		45	26	14		40
ダンボール	25	25		50	21	22		43
布 類	10	15		25	7	10		17
シュレッダー	3			3	2			2
小型家電	5			5	5			5
プラスチック	30			30	29			29
が れ き 類	10			10	44			44
合 計	1206	80	460	1746	1194	69	437	1700

## II 一般廃棄物の処理主体

(生活系一般廃棄物)

種 類	処理区分	処 理 主 体	
		収集運搬	処理
可 燃 ご み	焼却処理	委託 関ヶ原衛生(有)	関ヶ原町
不 燃 ご み	破碎処理	委託 関ヶ原衛生(有)	関ヶ原町
粗 大 ご み	破碎処理		
発泡スチロール	溶融処理	関ヶ原町	関ヶ原町
資 源 物	再資源化	委託 関ヶ原衛生(有) (株)光商会 (有)岐北 許可 関ヶ原衛生(有) 拠点回収 エコス	関ヶ原町
が れ き 類	埋立処理	排出者	関ヶ原町

(事業系一般廃棄物)

種類	処理区分	処理主体	
		収集運搬	処理
可燃ごみ	焼却処理	許可 関ヶ原衛生有限会社 許可 (株)名晃(3事業所限定)排出者	関ヶ原町
不燃ごみ	破碎処理		

### III 処理計画

#### 1 ごみ処理実施計画

(1) 処理人口及び世帯数(令和7年3月31日現在)

処理人口	世帯数
6,096人	2,618世帯

(2) ごみの排出抑制・再資源化計画

- ・ 分別回収事業を行い、各事業を推進することにより、ごみの排出抑制・再資源化を図る

資源分別回収計画(処理フロー)

品目	収集運搬業者	中間処理・再生業者	備考
ビン	関ヶ原衛生(有)	丸硝(株)	拠点回収(エコス)
缶	関ヶ原衛生(有)	日新興業(株) 今村金属(株)	拠点回収(エコス)
ペットボトル	関ヶ原衛生(有)	(株)日本環境管理センター	拠点回収(エコス)
紙・布類	関ヶ原衛生(有)	北勢商事(株)	拠点回収(エコス)
	(株)光商会	(株)イビ	A、B、D地区
	(有)岐北清掃社		C地区
発泡スチロール	関ヶ原町	養老ドリームパーク	
小型家電	関ヶ原町	(株)トーエイ	拠点回収(関ヶ原町ストックヤード)

(3) 収集・運搬計画

(t/年)

ごみの種類	収集運搬量	収集区域	収集回数	収集方法
生活系ごみ	可燃ごみ	町全域	週1回	ステーション回収 (一部拠点回収)
	プラスチック類		月2回	
	不燃ごみ		月1回	
	粗大ごみ		年4回	
	ビン類		月1回	
	缶類		月1回	
	ペットボトル		月1回	
	発泡スチロール		2ヶ月に1回	
	紙・布類		月1回	
	小型家電		随時	
	直接搬入ごみ	10	排出者が自ら搬入	
ごみの種類	収集運搬量	収集区域	収集回数	収集方法

事業系	可燃ごみ	420	町全域	週1～2回	個別収集
	不燃ごみ	40		月1回	
	直接搬入ごみ	100	排出事業者自らが搬入		

(4) 搬入される廃棄物の搬入業者別の内訳 (t/年)

	搬入者	種類	搬入予定量	昨年搬入実績	保有車両台数
生活系ごみ	関ヶ原衛生(有)	可燃ごみ	860	847	パッカー 3台
		プラスチック類	30	29	ダンプ 1台
		不燃ごみ	60	59	
		粗大ごみ	70	62	
		ビン類	40	39	
		缶類	10	7	
		ペットボトル	12	11	
		紙・布	0	0	
		小型家電	0	0	
	発砲スチロール	1	1		
	関ヶ原町	小型家電	5	5	トラック 1台
	株光商会 (有)岐北清掃社	紙・布類	108	90	トラック 2台
					トラック 1台
事業系	関ヶ原衛生(有)	可燃ごみ	390	380	パッカー 1台
	株名晃	可燃ごみ	30	22	パッカー 2台

(5) 中間処理計画

可燃ごみ

- ①施設の概要
- |      |                                |
|------|--------------------------------|
| 施設名称 | 養老ドリームパーク                      |
| 所在地  | 養老郡養老町有尾字下池456-313             |
| 処理方式 | 流動床式ガス化溶融システム                  |
| 処理能力 | 80 t / 24 h (40 t / 24 h × 2基) |

②溶融スラグ発生量

- |      |                     |
|------|---------------------|
| 見込量  | 49 t / 年 (ごみ量の2.7%) |
| 利用方法 | 資源利用                |

③飛灰処分量

- |      |                     |
|------|---------------------|
| 見込量  | 73 t / 年 (ごみ量の4.2%) |
| 処分方法 | 埋立処分                |

④不燃残渣量

- |      |                     |
|------|---------------------|
| 見込量  | 55 t / 年 (ごみ量の3.0%) |
| 処分方法 | 埋立処分                |

不燃・粗大ごみ

①施設の概要	施設名称	西南濃粗大廃棄物処理センター
	所在地	養老郡養老町有尾字下池456-235
	処理方式	破碎処理 二軸剪断式破碎機、横型回転式破碎機
	処理能力	70 t / 5 h

②最終処分量

見込量	60 t / 年
処分方法	埋立処分

IV し尿・浄化槽汚泥

(1) 計画処理量

項目	令和7年度計画発生量		令和6年度実績		
	基数	発生量	基数	実績量 (kℓ)	清掃率
し尿	182	533	244	654	—
浄化槽	446	1, 436	461	1, 258	100. 0%

(2) 業者別 し尿・浄化槽

業者	項目	令和7年度計画発生量		令和6年度実績		
		基数	発生量 (kℓ)	基数	発生量 (kℓ)	清掃率
トバナ産業 (株)	し尿	0	0	0	0	—
	単独	1	17.4	1	17	100.0%
	小型合併	0		0		
	大型	2		2		
関ヶ原衛生 (有)	し尿	141	470	203	531	—
	単独	157	980	167	1, 004	100. 0%
	小型合併	148		153		
	大型	2		2		
光商会	し尿	41	63	41	123	—
	単独	73	438.6	73	237	100. 0%
	小型合併	61		61		
	大型	2		2		
(有)岐北	し尿	0	0	0	0	—
	単独	0	0	0	0	—
	小型合併	0		0		
	大型	0		0		

(3) 生活排水処理計画

処理形態	処理人口
計画処理区域内人口	6, 0 9 6
水洗化・生活排水処理人口	5, 1 2 5
下水道	4, 1 1 5
合併処理浄化槽	4 4 2
コミュニティ・プラント	0
農業集落排水施設	5 6 8
水洗化・生活排水未処理人口（単独処理浄化槽）	4 4 2
非水洗化人口	5 2 9

(4) 収集・運搬計画

し尿の収集運搬は、法第7条に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が、計画収集区域内において、許可業者ごとに別表のとおり区域を定めておこなうものとする。

浄化槽汚泥の収集運搬は、浄化槽法第35条に基づく浄化槽清掃業の許可を受け、かつ法第7条に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が、一体の業務としておこなうものとする。収集区域は、し尿の収集運搬区域に準ずるものとする。

(収集運搬量の見込、回数、方法など)

種 類	収集運搬量	収集区域	収集回数	収集方法
し 尿	5 3 3 k l	別表のとおり	月1回程度	バキューム式収集運搬車による個別方式
浄化槽汚泥	1, 4 3 6 k l		随 時	バキューム式収集運搬車及び汚泥濃縮車による個別方式

(搬入業者別内訳表)

搬入者	種別	搬入予定量 (kl/年)	保有車両台数
関ヶ原衛生(有)	し尿	4 7 0	糞尿車 5台
	浄化槽汚泥	9 8 0	濃縮車 1台
トバナ産業(株)	し尿	0	糞尿車 12台
	浄化槽汚泥	1 7. 4	
(株)光商会	し尿	6 3	糞尿車 7台
	浄化槽汚泥	4 3 8. 6	濃縮車 1台
(有)岐北	し尿	0	糞尿車 3台
	浄化槽汚泥	0	濃縮車 1台

(5) 中間処理計画

①施設の概要	施設の名称	大垣衛生センター
	所在地	大垣市荒川町852
	処理方式	高負荷脱窒素処理
	処理能力	340k l / 日
②最終処分量	見込量	126 t / 年
	処分方法	脱水処理後焼却処分